

結婚応援に関する自主宣言ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、令和3年度福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱第9条の規定に基づき、結婚応援に関する自主宣言（以下「結婚応援宣言」という。）を実施するに当たっての基本原則等について定めるものとする。

2 目的

結婚応援宣言は、出会い応援団体（以下「団体」という。）の代表者が、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、結婚を希望する独身者の願いがかなうよう、必要な環境整備や支援に取り組むことにより、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

3 宣言内容

宣言内容は、前項の目的を達成するものとし、次のような宣言例が考えられる。

【宣言例】

- ・独身者に対して、出会い・結婚応援事業の周知、情報提供を行います。
- ・独身者に対して、メールマガジン「あかい糸めーる」の登録を呼びかけます。
- ・地域の独身者を対象とした出会いイベントを年〇回開催します。
- ・従業員を対象とした出会いイベントを年〇回開催します。
- ・出会いイベントへの参加費を補助します。
- ・社内に結婚応援相談窓口を設置します。
- ・社内で職場の縁結びする活動に担当者を選任し、結婚を希望する社員に対して出会いの場を数多く創出し、少子化対策に会社全体で取り組みます。
- ・従業員に対する結婚祝い金制度や結婚休暇制度を創設します。
- ・社内報への掲載、管理職員研修の実施により、結婚休暇制度の周知、取得の促進に努めます。
- ・結婚後も働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

4 留意事項

結婚応援宣言の取組みを進めるに当たっては、次の基本的な考え方を踏まえ、特定の価値観の押付け、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等のハラスメント及び結婚差別事象が発生しないよう十分留意すること。

【基本的な考え方】

- ・個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないこと。
- ・性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- ・結婚を希望する人が支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であること。
- ・結婚につながる活動に対する支援を苦痛と捉える人もいること。
- ・団体の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、団体が支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは厳に慎む前提で、団体において実施可能な範囲を判断していただく必要があること。
- ・団体に設けられたハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ながら実施することが望ましいこと。
- ・現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由とする結婚に際しての差別の発生を防止し、県民の基本的な人権を擁護する必要があること。

【ハラスメントに該当し得る言動例】

- ・恋愛経験や、交際相手の有無について繰り返し尋ねる。
- ・結婚はまだかと繰り返し尋ねる。
- ・結婚をしない理由を尋ねる。
- ・「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」など性別役割分担意識が表れた言動。
- ・結婚に向けた活動に関する情報等を望んでいない従業員等に対し、個別に情報案内やあっせんを配慮なく行う。
- ・結婚に向けた活動をしている従業員等に対して、活動の結果等を根掘り葉掘り尋ねたり、活動をしていることを第三者に言いふらしたり、からかいの対象とする。

【結婚差別に該当し得る言動例】

- ・同和地区出身者かどうかなどについての身元調査を行ったり、調査に関する資料の提供を行ったり、言いふらしたりする。